

【質問】 今回の診療報酬改定で医療の利便性を高める改定がなされたと聞きました。どういふものでしょうか。

(59歳、会社員)

## 診療報酬改定

【回答】 今回、医療の利便性を高めるために新しく導入されたのが「初診からのオンライン診療」と「リフィル処方箋」です。

テレビ電話等を用いて行うオンライン診療は従来、初診から利用することはできませんでしたが、2年前に新型コロナウイルス禍での院内感染を防ぐため特例として解禁後も、一部疾病では認められていませんでしたが、今回、疾患を問わず認めることにしました。普



では初診からのオンライン診療は大きな不安があります。

## オンライン診療拡充 処方箋の繰り返し利用も

せんが、個人情報保護の観点から、受診は周りに誰もおらず話し声を聞かれない場所で行なければなりません。オンライン診療の多くは予約制で行われますが、対面診療と同様に予約時間を過ぎて待つ場合もありそうです。

ます。睡眠薬や精神安定剤、湿布等はリフィル処方できません。途中で状態が変わり、患者が薬局で「薬を変えてほしい」と希望しても認められません。医師が責任を果たすには、3か月先までの見通しで処方を出すのが限界です。医師の判断に基づき2週間から1か月、長くとも3か月に1度は医師の診察を受けてください。

及が進むように初診時の診療報酬も引き上げられました。しかし、全ての疾患について、オンライン診療だけで正しい診断、治療が行えるものではありません。状態が安定している患者の再診には有効である場合もあります。医師とし

再診であっても、会話だけの診療では患者が自身の状態の変化を正確に伝えることが難しく、医師が症状の変化に気づかない場合も出てくると考えます。「職場のデスクや喫茶店でいつでも受診できるようにになった」と思う人がいるかもしれま

「リフィル処方箋」は、定められた期間と回数であれば、同じ処方箋を用いて医師の診療なしに薬を調剤してもらえる仕組みです。「今の状態であれば同じ薬の繰り返しで大丈夫である」と医師が判断した場合で、最大3回までという利用制限があり

二つの新たな制度を上手に使用すれば、治療の中断を避けて診療を継続するための後押しとなります。その反面、通常の対面診療や受診を行った場合と比べて、疾病の早期変化を見落とす可能性が高まります。利便性も大切ですが、まずは安心、安全な医療が一番だと考えています。(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。